

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
に於ては、
その日は
休む)

目次

- ◇規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十九年二月鳥取県条例第八号）（中）次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の余子団地並びに第二種県営住宅の表の小鴨団地、浦安第三団地及び成美第三団地並びに別表第二の改正規定中小鴨団地、浦安第三団地及び成美第三団地に関する部分 昭和四十九年四月十日

二 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の赤碕港第二団地及び第二種県営住宅の表の赤碕港第一団地並びに別表第二の改正規定中赤碕港第一団地及び赤碕港第二団地に関する部分 昭和四十九年四月十八日

三 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の緑が丘第一団地並びに第二種県営住宅の表の白浜団地及び緑が丘第二団地並びに別表第二の改正規定中緑が丘第一団地、緑が丘第二団地及び白浜団地に関する部分 昭和四十九年四月二十七日

四 別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表の高草第三団地及び別表第二の改正規定中高草第三団地に関する部分 昭和四十九年五月四日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

福守第六 一〇、三七〇円

を

福守第六	一〇、三七〇円
緑が丘第一	一〇、六六〇円
赤碓港第二	一〇、七五〇円
余子	一〇、一二〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表

中 赤碓港

を

赤碓港第一

に

成美第二

四、八一〇

成美第二	四、八一〇円
高草第三	七、六一〇円
白浜	一一、三六〇円
緑が丘第二	七、七二〇円
小鴨	八、〇六〇円
浦安第三	七、七〇〇円
成美第三	七、四五〇円

に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる

日から施行する。

- 一 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の余子団地並びに第二種県営住宅の表の小鴨団地、浦安第三団地及び成美第三団地に関する部分
昭和四十九年四月十日
- 二 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の赤碓港第二団地及び第二種県営住宅の表の赤碓港第一団地に関する部分
昭和四十九年四月十八日
- 三 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の緑が丘第一団地並びに第二種県営住宅の表の白浜団地及び緑が丘第二団地に関する部分
昭和四十九年四月二十七日
- 四 別表の改正規定中第二種県営住宅の表の高草第三団地に関する部分
昭和四十九年五月四日

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】